

## 一般家庭向け

### ● 住宅リフォーム工事補助 建築住宅課 ☎027-898-6833

市内の施工業者に依頼する個人住宅のリフォーム工事費用を補助します。

☎ 次の全ての条件を満たす住宅、先着800件。①着工前②築20年以上経過している③所有者か配偶者が居住（住民登録）している④市内業者が実施する税抜き15万円以上の工事⑤市税を滞納していない⑥過去に住宅リフォーム補助を受けていない

補助額=工事費の3分の1（上限8万円）  
資料の配布=市役所建築住宅課で。本市ホームページからダウンロードもできます

☎ 6月10日(月)は市役所3階33会議室、6月11日(火)～11月29日(金)は市役所建築住宅課へ直接



### ● 木造住宅の耐震改修費を補助 建築指導課 ☎027-898-6752

木造住宅の耐震改修費を補助します。希望者は事前に協議してください。

☎ 次の全ての条件を満たす市内の木造住宅を所有する市民。①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅か併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上）②平屋か2階建て③在来軸組工法で建築

④自己の居住の用に供する住宅⑤耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅、先着8戸  
補助額=耐震改修に要する費用の5分の4（上限100万円）

☎ 6月10日(月)～11月8日(金)に市役所建築指導課へ直接



### ● 生ごみ処理機の購入を補助 ごみ政策課 ☎027-898-6272

家庭内での生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理容器・電動式生ごみ処理機の購入費の一部を補助します。購入前に事前申し込みをしてください。予算額に達し次第、受け付けを終了します。

補助額=〈生ごみ処理容器〉購入額の2分の1（上

限3,000円）、〈電動式生ごみ処理機〉購入額の2分の1（上限1万円）

☎ 来年2月28日(金)までに二次元コードの電子申請で



### ● 竹木粉碎機の利用費に補助 赤城森林事務所 ☎027-225-2141

市内で伐採・剪定した枝や竹を粉碎する竹木粉碎機のレンタル費用を補助します。最長2日間で、予算額に達し次第、受け付けを終了します。

☎ 本市に住所があり市税に滞納のない人

補助額=補助対象経費の3分の2（上限12万円・1日あたり8万円）

申込書の配布=大胡支所内赤城森林事務所。本市ホームページからダウンロードもできます  
☎ 申込書に記入し、同所へ直接



### ● 木質燃料ストーブに補助 赤城森林事務所 ☎027-225-2141

まきなどを燃料として使用する暖房機本体と煙突を購入する費用を補助します。予算額に達し次第、受け付けを終了します。

☎ 大胡・宮城・粕川・富士見・芳賀（勝沢町・嶺町・金丸町）地区在住の新たに木質燃料ストーブを設置する、市税に滞納のない人

補助額=補助対象経費の3分の1（上限10万円）

申込書の配布=大胡支所内赤城森林事務所。本市ホームページからダウンロードもできます  
☎ 申込書に記入し、同所へ直接



### ● 新エネ・省エネ設備導入に補助 環境政策課 ☎027-898-6292

家庭での新エネ・省エネの普及促進を図るため、対象設備の設置費用の一部を補助します。着工前に交付要項を確認してください。受け付けは前後期それぞれ予算額に達した時点で終了します。

☎ 4月1日以降、自ら居住する住宅に次の設備を

設置した人。①燃料電池コージェネレーション（エネファーム）②太陽光自家消費促進型自然冷媒CO2ヒートポンプ給湯機（おひさまエコキュート）③定置用蓄電池設備④外部給電機能付電動車⑤V2H（電気自動車充電設備）



## 家庭・事業者・農業者などへ さまざまな取り組みを支援します

各課  
詳しくは本市ホームページをご覧ください。

## 事業者向け

### ● 再エネ設備などの導入に補助 環境政策課 ☎027-898-6292

市内事業者の脱炭素化の取り組みを促進するため、対象設備の導入に要する経費を補助します。設備ごとに条件があります。着工前に交付要項を確認してください。予算額に達した時点で終了します。

☎ 市内で事業を営む個人事業主・法人  
対象設備=①太陽光発電設備②外部給電機能付電動車（電気自動車かプラグインハイブリッド車）

交付条件=①は発電した電力の2分の1以上を自家消費する

補助額=①は1kW当たり2万円（上限50万円）②は10万円

☎ 6月10日(月)～来年2月28日(金)に市役所環境政策課へ直接。または郵送、☎ gx-senryaku@city.maebashi.gunma.jp で



## 農業者向け

### ● 施設園芸農家の省エネを支援 農政課 ☎027-898-6707

省エネ機器などを更新・導入する施設園芸農家を支援します。なお、予算額に達し次第、受け付けを終了します。

対象設備=①省エネ機器（ヒートポンプ、循環扇、ボイラー燃費削減装置など）②被覆資材（保温カー

テンの多層化、保温性の高い内張被覆資材）

補助額=補助対象経費の2分の1以内（①は上限200万円、②は上限100万円）

☎ 12月27日(金)までに農政課へ



### ● 有機JAS認証取得を支援 農政課 ☎027-898-6707

有機農業の取り組みを支援するため、有機JAS認証取得費用の一部を補助します。

☎ 市内に住所がある農業者など  
対象経費=有機JAS認証取得に要する経費（有機

JAS講習会の受講料を含む）  
補助額=2分の1以内（上限額7万5千円）



### ● 木を枯らす害虫対策に補助 農政課 ☎027-898-6707

クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメ、モモなどの木の内部を食い荒らす特定外来生物です。

果樹・花き生産者が実施するクビアカツヤカミキリの防除経費を一部助成。



## 団体・個人向け

### ● 文化芸術活動の事業費を一部補助 文化国際課 ☎027-898-6516

文化芸術の活動を支援するため、事業費の一部を補助します。

☎ 市内に活動の本拠があり、文化芸術活動をする団体・個人

対象事業期間=7月15日(月)～来年2月28日(金)

☎ 7月5日(金)（必着）までに郵送で。申込書に必要事項を記入し、市役所文化国際課へ



## 補助や支援の申請に 「チャレンジ前橋」を活用して

環境政策課 ☎027-898-6983

本市の補助制度や支援制度をチャレンジ前橋でまとめて紹介しています。詳しくは本市ホームページをご覧ください。



内容・☎〈産業サポートガイド〉事業者、起業家、勤労者〈農業サポートガイド〉新規就農者、農業者〈住まいのサポートガイド〉住まいの新築・改修等を検討している人〈まちなか開発サポートガイド〉まちなか不動産の利活用を検討している人〈移住・定住サポートガイド〉移住を検討している人

